

# 1 議 事 日 程 (第 4 日)

(平成 20 年第 1 回有田川町議会定例会)

平成 20 年 3 月 21 日

午前 9 時 30 分開会

於 議 場

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第 6 号 平成 20 年度 有田川町一般会計予算
- 日程第 3 議案第 7 号 平成 20 年度 有田川町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第 8 号 平成 20 年度 有田川町老人保健事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第 9 号 平成 20 年度 有田川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 6 議案第 10 号 平成 20 年度 有田川町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第 11 号 平成 20 年度 有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第 12 号 平成 20 年度 有田川町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第 13 号 平成 20 年度 有田川町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 10 議案第 14 号 平成 20 年度 有田川町簡易排水事業特別会計予算
- 日程第 11 議案第 15 号 平成 20 年度 有田川町浄化槽事業特別会計予算
- 日程第 12 議案第 16 号 平成 20 年度 有田川町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 13 議案第 17 号 平成 20 年度 有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算
- 日程第 14 議案第 18 号 平成 20 年度 有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算
- 日程第 15 議案第 19 号 平成 20 年度 有田川町粟生財産区管理会特別会計予算
- 日程第 16 議案第 20 号 平成 20 年度 有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算
- 日程第 17 議案第 21 号 平成 20 年度 有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算
- 日程第 18 議案第 22 号 平成 20 年度 有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算
- 日程第 19 議案第 23 号 平成 20 年度 有田川町水道事業会計予算
- 日程第 20 議案第 24 号 有田川町長期継続契約を締結することができる契約を定める  
条例の制定について
- 日程第 21 議案第 25 号 有田川町観光振興基金条例の制定について
- 日程第 22 議案第 27 号 有田川町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第 23 議案第 28 号 有田川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて
- 日程第 24 議案第 29 号 有田川町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 25 議案第 30 号 有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制  
定について
- 日程第 26 議案第 31 号 有田川町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正す  
る条例の制定について

- 日程第 27 議案第 32 号 有田川町立学校に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 28 議案第 33 号 有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 29 議案第 34 号 有田川町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 30 議案第 35 号 有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 31 議案第 36 号 有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 32 議案第 37 号 有田川町重度心身障害児（者）医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 33 議案第 38 号 有田川町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 34 議案第 39 号 有田川町乳幼児医療の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 35 議案第 40 号 有田川町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 36 議案第 41 号 有田川町清水保健センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 37 議案第 42 号 有田川町かなや明恵峡温泉条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 38 議案第 43 号 和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更について
- 日程第 39 議案第 45 号 有田川町辺地総合整備計画の変更について
- 日程第 40 議案第 46 号 有田川町辺地総合整備計画の策定について
- 日程第 41 議案第 47 号 有田川町道路線の廃止について
- 日程第 42 議案第 48 号 有田川町道路線の認定について
- 日程第 43 議案第 49 号 平成 19 年度 金屋中学校地震補強・大規模改造（機械設備）工事の請負変更契約について
- 日程第 44 議案第 50 号 紀勢線藤並駅橋上駅舎新設及び自由通路新設工事に関する変更協定について
- 日程第 45 議案第 51 号 紀勢線藤並駅乗降場延伸工事に関する変更協定について
- 日程第 46 議案第 52 号 平成 19 年度 まちづくり交付金事業 有田川町地域交流センター建築工事の請負契約について
- 追加日程第 1 閉会中の継続審査の件（陳情第 1 号）
- 日程第 47 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第 48 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件  
 日程第 49 特別委員会の閉会中の継続調査の件  
 日程第 50 議員派遣の件  
 追加日程第 2 議長辞職の件  
 追加日程第 3 選挙第 1 号 議長の選挙  
 追加日程第 4 副議長辞職の件  
 追加日程第 5 選挙第 2 号 副議長の選挙  
 日程第 51 常任委員の選任  
 日程第 52 議会運営委員の選任  
 追加日程第 6 有田周辺広域圏事務組合議会議員の辞任の件  
 追加日程第 7 有田郡老人福祉施設事務組合議会議員の辞任の件  
 追加日程第 8 有田聖苑事務組合議会議員の辞任の件  
 追加日程第 9 選挙第 3 号 有田周辺広域圏事務組合議会議員の選挙  
 追加日程第 10 選挙第 4 号 有田郡老人福祉施設事務組合議会議員の選挙  
 追加日程第 11 選挙第 5 号 有田聖苑事務組合議会議員の選挙  
 日程第 53 諸報告

2 出席議員は次のとおりである（26 名）

1 番	尾 上 武 男	2 番	増 谷 憲
3 番	堀 江 眞智子	4 番	亀 井 次 男
5 番	東 武 史	6 番	細 東 正 明
7 番	田 中 良 知	8 番	岡 省 吾
9 番	前 〇 利 夫	10 番	湊 正 剛
11 番	佐々木 裕 哲	12 番	森 本 明
13 番	横 畑 龍 彦	14 番	殿 井 堯
15 番	浦 博 善	16 番	林 道 種
17 番	坂 上 東洋士	18 番	楠 部 重 計
19 番	新 家 弘	20 番	西 弘 義
21 番	中 ✓ 正 門	22 番	中 山 進
23 番	竹 本 和 泰	24 番	大 岡 憲 治
25 番	橋 爪 弘 典	26 番	森 谷 信 哉

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

1 番 尾 上 武 男 14 番 殿 井 堯

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	山 崎 博 司
清水行政局長	保 田 永 一 郎	会 計 課 長	浜 田 文 男
総 務 課 長	須 佐 見 政 人	企 画 財 政 課 長	山 崎 正 行
総合業務課長	高 垣 忠 由	消 防 長	片 畑 昌 宙
福 祉 課 長	東 敏 雄	環 境 衛 生 課 長	河 島 一 昭
住 民 課 長	星 田 仁 志	税 務 課 長	赤 井 康 彦
情報管理課長	水 口 克 將	建 設 課 長	中 西 一 雄
産 業 課 長	中 島 詳 裕	地 籍 調 査 課 長	下 西 隆 雄
水 道 課 長	山 本 満 寿 典	下 水 道 課 長	中 井 勇
教育委員長	鈴 間 稔	教 育 長	楠 木 茂
学校教育課長	岩 本 良 憲	社 会 教 育 課 長	平 内 竹 信

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長 本 下 浩 久 書 記 池 田 ひろ子

## 8 議事の経過

開会 9時28分

### ○議長（亀井次男）

おはようございます。

ただいまの出席議員は、26名であります。

定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

…………… 日程第1 諸般の報告 ……………

### ○議長（亀井次男）

日程第1、諸般の報告を行います。

本日の説明員は、町長ほか21名であります。

また、住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充の政府への意見書を求める陳情は、お手元に配布の文書表のとおり、総務文教常任委員会へ付託することに決定しましたので、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

…………… 日程第2 議案第6号 ……………

### ○議長（亀井次男）

日程第2、議案第6号、平成20年度有田川町一般会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、増谷君。

### ○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。議案第6号について、質疑をさせていただきます。

まず、全体として、今回の予算編成に当たっては、一般財源の枠配分方式ということも説明されていましたが、しかし、各種補助金の削減なども大きいし、その一方でまちづくり交付金事業や海外研修等には十分な予算になっていると思えますが、そもそも優先順位との関係も含めまして、組み方には、やはり精査する必要があると思えますが、いかがでしょうか。

第2点目に、地域交流センターの建設が計画されていますけれども、この建設に伴って、大前提となりますソフト事業関係はどのような計画になっているのか、計画を示していただきたいと思えます。また、この地域交流センターの計画の中身を見ますと、事務室には机が20脚入ると聞いておりますが、そうなりますと、今の教育委員会はちょうど20人おられますので、金屋庁舎の増築した部分が、今後、道路の拡張で撤去となりますと、教育委員会をそのまま地域交流センターへ移すということが容易に判断できると思えます。これに当たっては、十分な協議なしに進めることがないかどうか、確認させていただきた

いと思います。

3つ目に、駐車場料金が4月から徴収される予定となっておりますが、その根拠が明らかになっていないのではないかと思います。また、あわせて、公用車とか職員の車はできるだけ各庁舎の近くに置かず、庁舎前はできるだけ住民の方々が置けるようにしていただきたいという住民の声もありますので、徹底していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

4つ目に、第3保育所の開設時期は遅れることがないのかどうか、確認させてください。

それから5つ目に、道路橋梁維持修繕費が毎年少ないということで、区長会や地域審議会からも出されていますが、予算書を見ますと、昨年よりもさらに少ない予算になっております。これはどういうふうに見ていっておられるのか、住民の声をぜひ大切にいただきたいと思います。

6つ目に、最近の火事の教訓からですが、金屋で起こった火事で死亡者が2人出ました。火災報知器の設置が進んでいないように思いますが、やはり促進のためには、ある程度基準を決めて、例えば、75歳以上の一人、二人暮らしには火災報知器の設置の補助金なども創設されてはいかがでしょうか。

7つ目に、地域審議会の回数が2回しか予定されておられませんけれども、回数を制限せずに、十分な審議時間を確保していただきたい。

最後になりますが、ふるさと開発公社の3年間の経営改善では、平成20年度予算は872万円の黒字予測となっておりますけれども、平成20年度の施設別予算一覧表を見ますと、マイナス817万余りとなっておりますが、この点どういうふうに判断させていただいたらいいのか、ご説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

まず、地域交流センターのソフト事業の面ですけれども。これやっぱり地域の方々にあそこへ来ていただいて、いろんな面で交流を図るのが第一の目的であります。これも、当初の計画していたよりか約半分以下の建設費、当初吉備地区で5年前に計画した半分以下の経費まで落とさせていただいています。

それから、ここへ20脚入っているのが、教育委員会が入ると違うかというご質問でありますけれども、これはあくまでも合併協議会の中で、金屋庁舎へ産業課、教育委員会、福祉課、これを置くということでもありますので、できたからといって教育委員会を勝手に移すということではできないと思います。ここらへんも含めて、4月中に庁舎問題検討委員会、ここらへんのいろんなことを含めて今後検討していきたいと思っています。ただ、これは合併協議会の中できちっと、何課はどこへ置くということが決められていますので、ここができたから金屋の教育委員会を引き上げるということにはならないと思います。で

できれば、どこかの課に入っただいて、そこの管理をしてもらうなり、一番経費の節約になるのかなと考えてますけれども、できたから、すぐに移すということにはならないと思います。

それから、枠組み配分でありますけれども、これも非常に厳しい財政の中で、すべて削るということでなしに、やっぱり、これほとんどが必要かも分かりませんが、やっぱりこの予算、補助金はもう少し減らしていただいた方がいいのと違うか、あるいはこの補助金は増やさしていただいた方がいいのと違うかということの中で、非常に厳しい枠組み配分でありますけれども、一律に削るということは今のところやっておりません。各課に任せて、これからその枠内でできるだけやっていただくような体系にしております。

それから駐車場、これ規定ないのと違うかということでもありますけれども。やっぱり非常に厳しい財政の中で、町民にもある程度のご不便、ご負担をかけている中で、やっぱり公務員に対する見方が非常に厳しいものがありまして、有田川町だけの独特なものではありませんで、よそも調べました。ほとんどの駐車場の設備しているところは、職員からもいただいていると、駐車場のないところについては、民間で借りてやっていただくという中で、労働組合とも再三お話をさせていただいて、とにかく厳しい財政事情の中で、職員もその一部を負担をしていただいて、町民の皆さんと息を一緒にするということで、これもご了解いただいています。それで、これ1,000円が高いのか、安いかわかりませんが、職員の皆さん方にもご負担をいただくということで、組合ともお話を十二分にさせていただきました。

それから維持修繕費、非常に少なくなってるのと違うかということでもありますけれども、昨年度の、19年度の予算に比べて4.何%マイナス、約6億何千万円か削減する中で、当然すべての予算を圧縮していかなければならないという中で、去年より確かに少なくなっています。ただ、この道路というのは、住民の安全の面もありまして、予算組んでから、これでもうやらんということなしに、緊急なことが起これば、去年もそれに対応をさせていただいています。恐らく、去年も最後は当初予算よりも増えていると思いますけれども。道路については、非常に危ないところがあれば、オーバーしてでもやっぱりやっていかなんたらあかんという考えをもっています。

それから火災報知器、おっしゃるとおり、ほとんど進んでいないと。これも期限がありますので、今シルバー人材センターの方にもお願いしてますけれども、なかなか、実はうちもまだ据えてません。早急にうちも据えたいと思っておりますけれども、もう一度広報ですね、これも法律の期間がありますので、いろんな方法でその期限内にするようにしていきたいと思っています。

それから審議会の件ですけれども、これ当初、できた当時、定例議会前にやろうかということで決めさせていただいています。ただ、開かんというけど、僕は一度も開かんとは言うてません。それで、とにかく勉強会であれば、いつでも僕は出席させていただきますと、審議会のメンバーが寄って勉強会をするのであれば、毎月でも出席をさせていただきますと

いうことは、審議会のメンバーには伝えていますが。基本的な審議会としては、定例会の前にやるということで、行くのはやぶさかではありません。それはもう各審議会にも伝えさせていただいています。

ふるさと開発公社、これ非常に赤字が出てまして、去年の、19年度の春ですか、3年後には黒字にしますという答弁、清水行政局長からしました。それで、非常にこれ黒字化するのには本当に難しいと思います。ただ、今も、人員も削減して、あさぎりの内風呂も閉めて、いろんな改善だけは、その目的を達成するための努力だけは取り組ませていただいています。実際言って、これ本当に黒字化するのには並大抵なことではありませんけれども、やっぱり、みんなが協力してやれば非常にすばらしい開発公社になると思います。それで、その改善の努力は今後続けていきたいなと思います。

金屋第3保育所は、これ計画では一応、平成22年度の当初に開設をしたいと考えています。これも今、高速の土、ちょっと交渉で難航したところもあったんですけども、快く無料で入れてくれています。22年度から開設の予定であります。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ありませんか。

9番、前〆君。

○9番（前〆利夫）

予算研究会を2日間もやっていただいて、本来であれば、もう本会議において予算関係、質問をする必要はない、私自体は、こういうふうな解釈するものでございますが。

ご案内のとおり、まさに我々の生活に直結し、国のねじれ現象によってですね、地方分権が国の方策によって侵される恐れのある事態が目の前に迫っております。いわゆる道路暫定税率の問題です。この道路特定法につきましては、これ自体は一つの法律でございまして、これは3月31日をもって、法の体系上消失するものではないわけでございます。ただ、53年度から発足いたしました暫定法は、ご案内のとおり時限立法でございまして、3月31日をもって期限が切れます。これは、単に国道やとか高速道路やとか、そういう問題じゃございません。すべての、今申し上げました道路特定財源法によって、地方自治体、いわゆる私どもの町村道にも直接大きな影響を与える財源の問題でございまして。

こんなものが、もし廃止になりましたら、昨日も緊急自治会が行われましたが、もう既に成立を見込んでですね、各自治体が都道府県関係はもちろんのこと、各市町村に至るまで全部国の方針のもとに予算編成をやっております。我々の町の予算もそのとおりでございまして。もし、これが通らないということになってきたらですね、これは道路の補修、交通安全、また町村独自に、この中からいただいています、うちも何か所かやっていますけど、臨時道路整備交付金にも影響してきましてですね、完全にこれなんかはもう市町村の負担じゃなしに特定財源によって運営されておる問題でございまして、負担金なしでいけるやつが、それが全然なくなるということになりましたらですね、本当にもう地方がめっちゃめっちゃになります。交通標識1つにしてでも、安全踏切1つにしてでも、まさに今後の



10年間の問題を揺るがす大きな問題でございます。

そういう面からですね、有田川町、これは和歌山県の町村では一番に面積・人口・財政ともに位する町であることは申し上げるまでもございません。同時に、町長はその長だけではなしに、県の町村会の副会長もやられておると、こういう立場から、残された期間はわずかでございますが、この問題をどういうふうに今後対応されていくのか。具体的に申し上げまして、もし通らないということになってきたら、県において38億円、町村においても26億円、合わせて64億円の直接的な、これを基に予算を編成しておるわけですから。しかも今度の10カ年計画のもう1つの大きな、割合皆、理解してないんですけどね、町村に対して道路の整備の遅れておることは、これを原資にしてですね、無利子で町村に国が国費を出していこうと。これ無利子ですよ。この今度の道路10カ年整備計画に含まれておるわけです。そういう面を何してですね、うちの町内だけで、研究会でも私聞いたんですが、平成19年度、去年度で543カ所の、これはまあ道路だけではございません、水路とかそういうものを合わせて止まんなん町単工事、建設工事が各区長さんから要請されております。そのうちで道路関係は252件ほどあるわけです。これを今満たしていくとしてもですね、この財源の裏づけなしには。そういう面を玩味するときですね、本当に各首長は、もちろん議会もタイアップする中で体を張っていただかなければならない重要事だと思います。

この議会が終わりましたら、町長も上京されて、座り込みでもやって、やっぱり獲得してもらわなったら、どうにもならんところまで来ております。現実には、とんでもないことになります。笑い事じゃございませんよ。地方の問題じゃございませんよ。本当に。

そういう意味からですね、きちんとした答えをいただきたい。

以上です。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

この道路特定財源については、我々も、6団体も含めて、和歌山県独自でもいろんな運動を展開をさせていただいてきました。ただ、今ご承知のとおり、ねじれ国会ということで、国会がうまくいかなければ、どうしようもならない点があります。今後、前々議員おっしゃるとおり、この道路特定財源、特に暫定税率が廃止されれば、本当に地方の道路、県道も含めて、ほとんど進まないだろうと言われております。56兆円、これ高いか多いかわかりませんが、この56兆円の審議を、本当にもう少し国としてもしていただきたいと。使い道については、いろんな今まででもむだ遣いばかりあったようでもありますけれども、本当に真摯に、この56兆円の審議をしていただかんと、地方というのはますます都会との格差が生じるわけでありまして。

今後これについて、前々議員さんおっしゃるとおり、本当に真摯に取り組んでいきたいと思っています。ただ、今の現状では、この暫定税率については、この56兆円、一般財

源化するとか、どのぐらい一般財源にするとかいう議論ではなしに、民主党さんはとにかく廃止やということで、非常に大変なことになってますので、今後ともこのことについては、県の町村会を通じて真剣に取り組んでいきたいと思えます。

○議長（亀井次男）

9番、前〆君。

○9番（前〆利夫）

再質疑やります。

これ、数字申し上げましたの、今年ですよ。和歌山県で実際、10カ年の中でですね、64億円、県で38億円、今年1年で。20年度で。町村で26億円。この補助金がなくなったと。補助金というよりか、当然国から出していただく金がなくなったときはですよ、うち自体でも、研究会の中でも言われましたとおり、今年1年だけで1億6,000万円くらいの具体的な被害を受けるわけでしょ。これ、口ではわずかに1億6,000万円って言いますがね、それによって、町村は全部できる問題ではなしに、町独自でもこの建設事業、交通整備事業等で独自の予算で国だけの原資を基にして、それですべてではなしに、それによって、おっばして何しとるわけですよ。だから、これが減るということはですね、事実上、例えば私の地元の臨時交付債でやってる横谷の、本年つけていただく予定の7,000万円近い工事、これはもうパーになってしまいますよ。これは臨時交付金ですので、何も町村負担なしにやれる工事なんです。これがもし、今の現実の建設業の中で清水地区からはずされてしまったらですよ、どんなになるかということですよ。うちは、建設業にパニックが起こったときは、しまいですよ、はっきり言うて、旧清水町は。ほかに何も収入がないんですよ、うちの場合は。だから私は真剣になるんですよ。

そういう面を踏まえてですね、最後までひとつ、絶対的に議会とともに努力していただきたい、最後の最後まで。たとえ3カ月でも、計画してもらって、今の予算に狂いのないこの法だけでもですね、最終的にはやっていただかんと、どうもこうもならんですよ、これ。

そのことを再度申し上げまして、もう一遍だけ、町長の決意を聞いておきます。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

前〆議員さんに言ってもらうまでもなくですね、非常に、この道路特定財源、特に暫定税率廃止ということになれば、影響は大きいものがあります。真剣になって、もう期間、本当に少ないんですけれども、取り組んでいきたいと思えます。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ありませんか。

18番、楠部君。

○18番（楠部重計）

18番の楠部です。

一般会計について、町長さんにお尋ねしたいと思いますけども。

財政たいへん厳しい折、各委員会でも、特に総務文教常任委員会でもお話あったかと思うんですけども、借地というんかな、3町で借地がたくさんございます。私がお聞きしましたところ、総務、教育委員会、福祉、産業課、建設課、住民環境課、上水道事務所、上水道課、合わせますと、旧清水で40件余り、それから金屋で21件、吉備で18件、それを合わせますと約4,540万3,800円というような税込みの借地料が要るということで。契約時期については、ばらばらなんですけれども、今回予算にもゲートボール場の借地に対する返還に伴う整地工事ということで予算もあがっていますけれども。今、私が言いましたように、計80件余りあるわけなんですけれども、これをどうすると。まあ、それぞれ期限があって、来年切れるやつから、今年で切れるやつとか、10年なり、あるいは20年なり。その契約については毎年見直しする、あるいは3年ごとに見直しする、多々、それぞれ件数によって違いますけれども。これを今後どうするのか、お聞かせをいただきたいと。

それから、その契約時につきましては、それぞれ旧町であったんで、それぞれ町長さんなり、助役さんなりが、頼んでお借りしていると思うんですけども、この返還に当たっては、きちっとした返還契約というのも結んでおると思うんです。さら地にすする所、あるいはどうする所というようなことで、うたっていると思いますけれども、契約期間のところ、途中で返還しなければならない、してもらわなければならない所もあろうかと思えます。この、いわゆる80件余りの、もう返す所、また借りてくる所、ところが学校敷地あるいは保育園敷地、もうどうあっても借りておかんといけな所もあろうかと思えますけれども。その点、一遍どのようになっているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

お答えをしたいと思います。

4,500万ぐらい年間、今、借地料に要ってしまして、非常に大きな予算が要っています。これも今、特別チーム、役場の職員でこしらえましてですね、とにかく、もう一度、新年度になったら、何とかしてまけてくれないかということで、一回行ってくれとお願いしています。金額の何十万とか何万とかいうやつについては別として、金額の大きいところについては、とにかくまけてくれないか、協力願えないかだろうかということで、交渉をするようになっています。

基本的には、やっぱり今後返していきたいと思っていますけれども、議員おっしゃるとおり、学校の敷地であるとか、非常にもう、毎日毎日満杯になる駐車場もありま

す。そこらあたりも今後の課題ですね、これまた返すとなれば、さら地にするのにもお金が要るわけでありましてけれども。できるだけ借地については減らす方向で、今後検討していきたいと思っています。

○議長（亀井次男）

18番、楠部君。

○18番（楠部重計）

18番の楠部です。再質疑を行いたいと思います。

例えばですね、今回予算に出ております、社教の体育施設関係につきましては、金屋地区の中井原のゲートボール場、これ測量設計管理委託料に31万5,000円、これゲートボール場の今後のあれやと思うんですけども。工事請負で1,298万8,000円、工事請負費。この前の研究会でも聞きましたけども、ゲートボール場の整地工事あるいは便所をどうするのか。境界の水路、いわゆる今の宅地関係を畑地に戻さないかん、そういうところもあります。例えば、ゲートボール場は今4面ありますけれども、年々ゲートボールをする人が少なくなっておりますので、4面ある数が2面でもいいと思うんですけども。水路の境界線とか、あるいは駐車場については、もうバラスをこう敷きこんでしもてるわけなんですよ。それが今は宅地になってるわけなんですけど。それを今度は、元のさら地にせないかんと思うわけです。農地にせないかんと思うんです。ほな、税金がかなりかかってくると。これはどうでしょうか。この工事請負費1,298万8,000円。これ便所もせっかく立派な工事、まあ建っておるわけなんです。これを取り壊してしまうのか。そこらあたり、この境界水路、これ1,298万8,000円の内訳をちょっとお聞かせいただきたい。

○議長（亀井次男）

社会教育課長、平内君。

○社会教育課長（平内竹信）

楠部議員さんの質疑にお答えします。

この中井原のゲートボールにつきましては、近年のゲートボール人口がだんだん少なくなっているということから、特に使う旧金屋の老人クラブの代表の方にご相談させていただきまして、縮小するというのと、それから駐車場も、大会があってもそれほど必要ないということから、現在、駐車場につきましては、町有地の所は舗装してあるんですけども、その1カ所と、それから民間の舗装していない2カ所の駐車場もございます。その町有地だけを残して、あと所有者は2人ございますけども、それを返却していこうと考えています。

便所につきましては、町有地ではなく借地の所に便所が建っていますので、これにつきましては、その町有地の所へ撤去して持っていきたいと、こう計画している、考えているところをございます。

以上でございます。

○議長（亀井次男）

18番、楠部君。

○18番（楠部重計）

再々質疑を行いたいと思います。

便所については、立派なあれをしてますけども、隣に町有地もあるので取っていきたいということでもありますけども。撤去が得になるのかどうか、わかりませんけども。まあ、「金がない、金がない」って、何百万もかけた便所を撤去してしまっ、その方が得か、それは計算しなければわからないと思いますけども。このような立派な便所も、もっと有効利用できたらなと思いますので、その点も考えて。ただもう潰してしまっ、その撤去費用もたくさん要るし、また現地復旧せないかんし。その町有地へ持っていった方が得策になるのか。今度はもう簡易の便所等も置かなかんだらいかんのやないかなと思いますけども。その点、一遍再考する必要もなきにしもあらずだと思います。

それと、当時、もうここもこの資料には平成10年と書いておりますけれども、平成8年の4月から契約してると思うんですよ。借地開始時期、この中井原のゲートボール場、平成10年になってます。これは平成8年に契約してございせんか。今回で20年ですけども、21年の3月31日に契約時期になってますけども。確か20年で結んでると思います。ここの借地開始時期が平成10年になってます。現実の借地契約を結んでおるの、僕ちょっと見せてもらったら、平成8年4月1日に契約してますけども。これ、2年間のずれがあるのと違いますかな。もし、間違っであつたらごめんなさいやけども。ちょっと調べて、回答をほしいと思います。これ、平成10年になってますね。

それと、借るとき。それぞれ旧町の時代、旧清水にしろ、金屋にしろ、吉備とか、ちょっとわかりませんけども。旧金屋町の場合は、どこの土地を借るにつけても、町はこういうふうにしたいんで、まあひとつ。そらまあ、行こうが行かまいがかまへんけど、誠意をもって、町から副町長が行くなり、総務課長さんが行くなり、誠意をもって、今までこれ70件もあるやつ借りてきてると思うんですよ。それがもう今回、町がこのうち半分だけ返すんやと。今、金がないときであるので、あれしたいんやと。お前とこ、もう要らんやとかよ。それを町で決めるんもいいですけども、やっぱりある程度、それぞれ社教や福祉、それぞれ皆、分割してお借りしてると思うんですよ。当時は皆、課長さんらには議員さんにお尋ねして、お願いをして借りてきてると思うんですよ。ですから、そのうちの何十カ所でも返すんであれば、やっぱり誠意をもって。町長さんも言いましたように、特別チームをつくって、担当課もいてると思うんですけども。契約の途中のやつで返すやつもあると思うんですよ。必ずしも、21年の3月ときちっとできた、途中、まあ10年で結んであつても5年で、もうこういう事情でという話はわかると思うんですけども。やっぱり、それにはそれなりの理由も

あると思うんで、誠意をもって、やっぱり、土地を借りるときだけ借りて、もう要らなったら、「お前ら行ってこい」というような態度でいくのもいかなもんかなと思いますので、その点やっぱり誠意をもって考えていただきたいなと思います。

それまあ、さら地にすると言うてもよ、金屋の場合は特に、ミカンとかハッサクの畑であったと思うんですよ。そのとき木を切って。そうすると、すぐ返しても、なるまで、また元どおりって言うたら。そら借地料の方がミカンつくるより、ええかもわからんけどよ。これまあ、3年ないし5年ぐらい、さら地にしても、畑に返還しても、3年ないし5年せなったら、百姓の人はお金も入らんとと思うんですよ。その間、何の補償もないわけなんですよ。5年なり10年なり、ええ単価で借りて、あるって言われれば、それまでかもわかりませんが。それはそれとして、やっぱり町も、その気持ちというのもわかってもらわんと、やっぱり今後、貸した人も、「何と冷たいもんやな」ということにもなりかねないと思いますので。やっぱり返すときは返すときに誠意をもって返していただきたいと思うんですけども、いかかでしょうか。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

ちょっと、議会の委員会の考え方とだいぶ違うようであります。

もちろん、これ返すとなれば、楠部議員おっしゃるとおり、さら地にするとか、費用からしたら何年も借れる分のお金を出して、これを整地しなければいけないと思います。やっぱりそれでも、減らしていくという方向であれば、それもいたし方ないんかなと考えてます。ただ、これは契約はきちっと結んでいるわけでありまして、まず一番大事なことは、お貸しいただいた方にご了解をもらうということでありまして、それで、全部借地を返すというのではなしに、もう毎日駐車場でも満杯のところありまして、それで、まあ返す方向でありますけれども。やっぱり、そういった感謝する気持ちをもって対応していかんと、せっかく長いこと機嫌よく貸してくれたやつ、けんか別れになるというようなことがあっても相済みませんので、その方法は今後十二分に気をつけて、もし返すのであれば、対応をしていきたいと思います。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

1番、尾上君。

○1番（尾上武男）

議案第6号に対して反対討論を行っていきます。

平成20年度一般会計予算について、以下の理由で反対をいたします。

まず第1に、補助金削減で2,518万円余り、特に社会福祉協議会や森林組合への削減が大きい。また、そのほかにも、生徒通学用自転車ヘルメット購入補助金の削減、長寿祝い金80歳の方への削減、100歳の方への1万円削減、小学校16校保護者学級開設事業4万円から1万円に削減、社会見学バス代の削減などです。

第2に、後期高齢者医療制度への負担金を組んでいることです。

第3に、まちづくり交付金事業で、地域交流センター水の公園事業を組んでいますが、費用対効果を十分期待できるものではありません。まちづくり事業活動団体に1,000万円も組んでいます。

第4に、予算配分が厳しい状況において、海外研修は聖域にせず、他の重要課題に予算を回すべきです。

第5に、道路橋梁維持修繕費が毎年少ないと言われながら、更に19年度よりも226万円も削減していることです。

第6に、町民に密接な、例えば67歳から69歳の医療費の対象者の制限など、福祉施策が後退していることです。

ただし、私たちも要求してきたことや町民にとって大事な予算も組まれています。一括採決となりますので、以上のとおり反対討論とさせていただきます。

○議長（亀井次男）

ほかに討論ございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論ないようでございますので、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

…………… 日程第3 議案第7号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第3、議案第7号、平成20年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

再度、町長に求めておきたいと思います。

国保税の引き上げは凍結していただきたい。

第2点目に葬祭費の引き下げはしないでいただきたい。

第3点目に保険事業の600円徴収については検討していただきたい。

以上であります。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

この前の増谷さんの一般質問でもお答えしたとおりですね、非常に、この医療費の高騰、あるいは町の財政状況から見てですね、今、保険料の凍結は厳しい、無理だと思います。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

3番、堀江さん。

○3番（堀江眞智子）

第7号議案に反対の立場で討論をいたします。

その理由は、暫定税率とはいえ、税を引き上げる予定になっていることです。また、健診が特定検診中心になり、受診率の引き上げが目的化されています。健康対策が進むかどうか。また、その自己負担が600円になったこと。そして、1日・脳ドックの自己負担が2倍になったことや、葬祭費が6万円から3万円になります。また、国保税が年金から天引きされることになります。

以上の理由で反対討論とさせていただきます。

また、後に出てくる議案第35号、第36号も同様の理由で賛成できません。そういうことも付け加えておきます。

以上でございます。

○議長（亀井次男）

ほかに討論ございませんか。

9番、前ノ君。

○9番（前ノ利夫）

私、賛成討論いたします。

なぜならば、高福祉を求める限り、応分の高負担が、これはもう避けて通れません。



何もかも公費で賄うというようなことは、およそ法治国家ではあり得ないことでございます。まあ、たいへん、本年度末の予想を見ましてもですね、国民の所得に対するいわゆる負担率は、税、社会保障を入れまして、40.1%を越す見込みでございます。これはまあ、5年間も連続、ポイントを高めておるわけでございます。もちろん1円でも安い方が、じかにはよいには限りませんが。少なくとも、これは国の責任。同時に地方分権の責任でもあるわけですが。抜本的なですね、社会保障、あるいは社会保障問題すべてに関してですね、適切な、1日も早いこと対応することは必要でございますが、今の段階においては、万やむを得ざる措置ではないかと。しかも、後期老年保険につきましては、ねじれ減少の中に与野党も合意しましてですね、いわゆる1年間、本年4月からの1年間分は、半年は無料、残り半年は1割ということは、既に決定しております。国自体も、最良の配慮をしておるんじゃないかと。

こういうように考えますので、私は本予算に賛成いたします。

以上でございます。

○議長（亀井次男）

ほかに討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第4 議案第8号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第4、議案第8号、平成20年度有田川町老人保健事業特別会計予算を議題とします。質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第5 議案第9号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第5、議案第9号、平成20年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

議案第9号、後期高齢者医療制度特別会計予算に反対の立場から討論させていただきます。

一般質問でも、それからこの間の質疑等でも述べてまいりましたが、後期高齢者医療制度は、そもそも高齢者の医療抑制に狙いがあります。75歳という年齢による区分わけで、独立した医療保険制度をつくるという皆保険制度を壊すものであります。加入者一人一人から保険料を徴収し、保険料が滞ると資格証明書の発行など、保険給付を止める、給付される医療も定額制を導入し、終末期医療を制限する、診療報酬体系になっているなど、高齢者にとっては、まさに重大な問題であります。さらに家族が加入する健康保険、国保から抜けて高齢者自身の負担が新たに増えることであります。また、健診が努力義務となり、健診も無料から自己負担600円になったことであります。そして町も広域連合議会に姿勢を踏襲しています。

以上の理由によりまして、反対討論とさせていただきます。

なお、後に出てくる議案第27号についても同様の理由で反対討論させていただくのを付け加えておきます。

以上です。

○議長（亀井次男）

ほかに討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第6 議案第10号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第6、議案第10号、平成20年度有田川町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第7 議案第11号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第7、議案第11号、平成20年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第8 議案第12号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第8、議案第12号、平成20年度有田川町簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第9 議案第13号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第9、議案第13号、平成20年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第 10 議案第 14 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 10、議案第 14 号、平成 20 年度有田川町簡易排水事業特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第 11 議案第 15 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 11、議案第 15 号、平成 20 年度有田川町浄化槽事業特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第 1 2 議案第 1 6 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 2、議案第 1 6 号、平成 2 0 年度有田川町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

2 番、増谷君。

○2 番（増谷 憲）

議案第 1 6 号について質疑をさせていただきます。

第 1 期工事については、もうかなり進んでおりますし、今からストップするわけにいかないの、これは進めなければならないと思いますが。ただ、その計画を見ていると、2 1 年から供用開始を予定されておまして、3 年間で 3 0 0 件の加入分担金を取っていく計画ですけれども、この 3 年間で加入分担金を取っていく計画自体がですね、住民の立場から見ると、負担増を抑えていただくという意味もありますけれども、こういう計画では、かなり当初から、大きな赤字を覚悟として、前提の予算になっていると思いますが、その点の見通し。町長でいいのか、関係課長でいいのか。見通しをはっきりさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

公共下水についても、先日の一般質問でもお答えしましたとおり、約 1 万 2, 0 0 0 人の対象人口を見込んでいます。その 3 期工事については、恐らく、まだまだ 1 0

年とか十何年先でありますので、その時点でですね、合併処理場なり住宅状況なり見極めてから判断をしたいと思っておりますけれども。まあ、1期、2期については、滞りなくやっていくと。

それで計画人口、それはもう甘いと言われれば仕方ありませんけれども。この地域、人口もこれからいろんな意味で増えてくると思っています。それで、当初、初めから300軒てがいな施設動かすのについては、多少赤字が出るかわかりませんが、やっぱりこれはどうしても、いろんな環境の面、それから若い方々に移り住んでいただくためにも、非常に重要な事業だと考えています。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第13 議案第17号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第13、議案第17号、平成20年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

この明恵峡温泉の特別会計予算について、お伺いするわけですが。今回、42号の議案でも出てきてまいりますが、入浴料を今回100円上げとなっております。そうしますと、その歳入を見ますとですね、単純に言いますと、入浴料を上げたら歳入はほんまは上がっての予算になると思うんですが、ところが、そういうふうになってい

ない状況があるというふうにお聞きをしていますけれども。今年の年間を通しての来館者数がどうなるかということも反映されているんですが、入浴料を上げるということは、ますます歳入減になってこないか、逆に効果を果たさないかということで心配するわけです。また、これまでサウナを取り外したこととか、食べ物の持ち込みがなくなったとか、それから受付が中へ入ったとか、そういうことでいろんなご意見いただいているわけです。そういうものがトータルして減少につながってきているのではないかと思います。改めて改善する方向であるならば、そういう方向も含めてですね、再検討の余地もあるんじゃないかと思いますが。私はその値上げについて、単に料金を上げるだけでは解決できる問題ではないと思いますので、質疑いたします。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

今回、いろんな議論の末です、一般の入浴料を100円上げるということで決定させていただきました。その半面と言ったらおかしいんですけども、身体障害者の方については値下げをやるということ。

これはもう年々この温泉でもですね、入浴客というのは減ってきております。いたる所に温泉ができて、減ってきております。その中で、議員おっしゃるとおり、料理の持ち込みがないようになったんで、そのことが原因で減ったのかということは、これからですね、やっぱり真剣に検討していかなければならないと思っています。入浴客の増加につながる方法であれば、皆さん方にもご提案いただいて、検討していきたいと思っています。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。



…………… 日程第 1 4 議案第 1 8 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 4、議案第 1 8 号、平成 2 0 年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第 1 5 議案第 1 9 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 5、議案第 1 9 号、平成 2 0 年度有田川町栗生財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第16 議案第20号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第16、議案第20号、平成20年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第17 議案第21号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第17、議案第21号、平成20年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第 18 議案第 22 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 18、議案第 22 号、平成 20 年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第 19 議案第 23 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 19、議案第 23 号、平成 20 年度有田川町水道事業会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第20 議案第24号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第20、議案第24号、有田川町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第21 議案第25号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第21、議案第25号、有田川町観光振興基金条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第 2 2 議案第 2 7 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 2、議案第 2 7 号、有田川町後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第 2 3 議案第 2 8 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 3、議案第 2 8 号、有田川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第 2 4 議案第 2 9 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 4、議案第 2 9 号、有田川町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第 2 5 議案第 3 0 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 5、議案第 3 0 号、有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第 2 6 議案第 3 1 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 6、議案第 3 1 号、有田川町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第 2 7 議案第 3 2 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 7、議案第 3 2 号、有田川町立学校に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第 2 8 議案第 3 3 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 8、議案第 3 3 号、有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

2 番、増谷君。

○2 番（増谷 憲）

議案第 3 3 号について質疑をさせていただきます。

今回の年間の使用料 8, 0 0 0 円を取ることになる予定団体数はどれくらい見込んでおられるのか、担当課からご答弁いただきたいと思います。

○議長（亀井次男）

社会教育課長、平内君。

○社会教育課長（平内竹信）

増谷さんの質疑にお答えします。

現在、社会教育課で把握している団体は 1 0 4 団体ございます。そのうち登録していただけるものは現在 1 0 0 団体と見込んでございます。

以上でございます。

○議長（亀井次男）

2 番、増谷君。

○2 番（増谷 憲）

1 0 0 団体が登録される予定だということではありますが、そうなりますと、そういう団体に対する徹底の方は、もう既に行われているのかどうか、すみませんが、もう一度答弁願えますか。



○議長（亀井次男）

社会教育課長、平内君。

○社会教育課長（平内竹信）

お答えします。

それにつきましては、もう既に団体とお話しして進めてございます。

（「進めているというのは、もう了解をとったということですか」と増谷議員、呼ぶ）

○社会教育課長（平内竹信）

趣旨説明をお話させていただいています。

（「はい、わかりました」と増谷議員、呼ぶ）

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

ないようですので、質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第 2 9 議案第 3 4 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 9、議案第 3 4 号、有田川町体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第 3 0 議案第 3 5 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 0、議案第 3 5 号、有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定  
についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第 3 1 議案第 3 6 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 1、議案第 3 6 号、有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定に  
ついてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第 3 2 議案第 3 7 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 2、議案第 3 7 号、有田川町重度心身障害児（者）医療費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

…………… 日程第 3 3 議案第 3 8 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 3、議案第 3 8 号、有田川町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第 3 4 議案第 3 9 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 4、議案第 3 9 号、有田川町乳幼児医療の支給に関する条例の一部を改正する  
条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第 3 5 議案第 4 0 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 5、議案第 4 0 号、有田川町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を  
改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第36 議案第41号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第36、議案第41号、有田川町清水保健センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第 3 7 議案第 4 2 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 7、議案第 4 2 号、有田川町かなや明恵峡温泉条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第 3 8 議案第 4 3 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 8、議案第 4 3 号、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更に  
ついてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第 3 9 議案第 4 5 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 9、議案第 4 5 号、有田川町辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。  
質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。  
討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。  
これより、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第 4 0 議案第 4 6 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 4 0、議案第 4 6 号、有田川町辺地総合整備計画の策定についてを議題とします。  
質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。  
討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。  
これより、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第41 議案第47号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第41、議案第47号、有田川町道路線の廃止についてを議題とします。  
質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。  
討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。  
これより、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第42 議案第48号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第42、議案第48号、有田川町道路線の認定についてを議題とします。  
質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。  
討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。  
これより、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。



よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第43 議案第49号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第43、議案第49号、平成19年度金屋中学校地震補強・大規模改造（機械設備）  
工事の請負変更契約についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第44 議案第50号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第44、議案第50号、紀勢線藤並駅橋上駅舎新設及び自由通路新設工事に関する  
変更協定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第45 議案第51号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第45、議案第51号、紀勢線藤並駅乗降場延伸工事に関する変更協定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第46 議案第52号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第46、議案第52号、平成19年度まちづくり交付金事業有田川町地域交流センター建築工事の請負契約についてを議題とします。

質疑ありませんか。

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

これは地域交流センターの建築工事請負契約なんですが、建物がこういうふう具体的に進んでいく中でですね、その一方でこの施設をどう使うかという計画が、いまだに議員の方に明確に、明らかになっていないんですが、そのへんのソフト事業は担当課としてどんなに考えているのか。今の段階で説明できますか。もしできないとすれば、後ほど議会にですね、ぜひともその計画を提出していただきたいと思いますが。私は特に、あえて建物をつくって、それにあわせたソフト事業を考えているのではな

いかというふうに考えるわけですが、本来ならば箱もの行政よりも、ソフト事業を今の施設の中でどう充実させていくかというのが本来の、私は社会教育の立場と思うのですが、そういう意味ではどうかなというふうに思います。いかがですか。担当課。もう、今のところはいいですけども、ソフト事業についての計画だけご答弁いただけますか。

○議長（亀井次男）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 10時47分

再開 11時01分

~~~~~

○議長（亀井次男）

再開いたします。

2番、増谷君への答弁。

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

増谷議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

まず、交流センターということでありまして、ソフト面については、町民はもちろんのこと、できれば町外の方々とも接する機会をつくれるように、やっていきたいと思っております。詳しいことについては、今、建設課、それから社会教育課、それと企画財政課で特別チームをつくって検討中でありまして、できるだけ早い機会に、でき次第、議員さん方にもお示しをしたいと思います。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りします。

総務文教常任委員長から、お手元に配布のとおり、陳情第1号に対する閉会中の継続審査申出書が提出されております。

本件を日程に追加し、追加日程第1、閉会中の継続審査の件として、議題にいたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、本件を日程に追加し、追加日程第1、閉会中の継続審査の件として、議題にすることに決定しました。

…………… 追加日程第1 閉会中の継続審査の件（陳情第1号） ……………

○議長（亀井次男）

追加日程第1、閉会中の継続審査の件を議題とします。

総務文教常任委員長から、目下、委員会において審査中の陳情第1号、住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充の政府への意見書の提出を求める陳情について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。閉会中、よろしく審査お願いします。

…………… 日程第47 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 ……………

○議長（亀井次男）

日程第47、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査お願いします。

…………… 日程第４８ 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 ……………

○議長（亀井次男）

日程第４８、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配布しました継続調査を要する所管事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査お願いします。

…………… 日程第４９ 特別委員会の閉会中の継続調査の件 ……………

○議長（亀井次男）

日程第４９、特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各特別委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配布しました特別委員会の閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査お願いします。

○議長（亀井次男）

日程第50、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第120条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、お手元に配布のとおり、議員を派遣することに決定しました。

よろしく願いいたします。

——それでは、長い間、町発展のためにご尽力されました有田川町下水道課、中井勇課長並びに有田川町消防本部、片畑昌宙消防長が3月31日付けをもって退職されます。

中井課長におかれましては、昭和49年4月に旧吉備町職員として採用され、片畑消防長にあつては、昭和41年5月に旧金屋町職員として採用され、長い間、町発展のためにご尽力されましたことに対し、議会を代表して深く敬意を表する次第であります。

お二人から、退任に当たつてのあいさつの申し出がありましたので、許可いたしたいと思ひます。

下水道課長からお願いいたします。

○下水道課長（中井 勇）

それでは、この場をお借りいたしまして、私の方から一言お礼を申し上げさせていただきます。

今、議長の方からもございましたように、私は、昭和49年4月より水道課26年間、それから下水道課8年間、通算34年間水道行政一本でたいへんお世話になりました。

何とか、無事にこの3月末をもって定年を迎えさせていただきますことは、皆さん方のご協力のおかげだと深く感謝しております。本当にどうもありがとうございました。

思い返せば、楽しかったことが、ついこの……前のように思い出せます。

皆様方も本当にご健康にはご留意され、また別の場でお会いできのるのを楽しみにしています。

本当にどうもありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（亀井次男）

片畑消防長、よろしく申し上げます。

○消防長（片畑昌宙）

本日ここに発言の機会をいただき、ありがとうございます。

私、平成18年1月1日をもって消防本部消防長を拝命して2年3カ月が過ぎようとしています。その間、議員の皆様方には、消防に対しまして深いご理解を賜り厚く御礼申し

上げます。中でもポンプ自動車の更新、高規格救急車の更新、また職員の防火への取り組み等、消防力の強化が充実、図られましたことは、たいへんありがたく、厚く感謝申し上げます。

また、厚かましいことではございますが、今後も消防の広域化、消防庁舎の改築、消防救急無線のデジタル化等、問題もございますが、なお一層のご理解を賜りますことをお願い申し上げます。御礼のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

[ 拍 手 ]

○議長（亀井次男）

中井課長さん、また片畑消防長さん、今後とも、ご健康にご留意され、有田川町発展のため、ご尽力をお願い申し上げます。

本当に、ご苦労様でございました。

以上で、暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 11時11分

再開 13時53分

~~~~~

○副議長（林 道種）

再開いたします。

議長、亀井次男君から、議長の辞職願が提出されています。

お諮りいたします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

…………… 追加日程第2 議長辞職の件 ……………

○副議長（林 道種）

追加日程第2、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、亀井次男君の退場を求めます。

[亀井次男君、退場]

○副議長（林 道種）

議会事務局長に辞職願の朗読をさせます。

○議会事務局長（本下浩久）

このたび、議会の申し合わせにより、議長の辞職を申し出ます。  
平成20年3月21日、有田川町議会議長、亀井次男。  
有田川町議会副議長、林道種様。  
以上でございます。

○副議長（林 道種）

お諮りいたします。  
亀井次男君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 道種）

異議なしと認めます。  
したがって、亀井次男君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。  
しばらく休憩いたします。

~~~~~

休憩 13時55分

再開 13時55分

~~~~~

〔亀井次男君、入場〕

○副議長（林 道種）

再開します。  
ただいま、議長の辞職が許可されましたので通知いたします。  
暫時休憩します。

~~~~~

休憩 13時56分

再開 14時52分

~~~~~

○副議長（林 道種）

再開します。  
お諮りいたします。  
議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3、選挙第1号として選挙を行いたいと思います。  
ご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 道種）

異議なしと認めます。  
したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3、選挙第1号として、選挙を行うことに決定いたしました。



…………… 追加日程第3 選挙第1号 議長の選挙 ……………

○副議長（林 道種）

追加日程第3、選挙第1号、議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口をお閉め願います。

〔議場を閉める〕

○副議長（林 道種）

ただいまの出席議員数は、26人です。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に6番、細東正明君、21番 中✓正門君を指名いたします。

投票用紙をお配りいたします。

〔投票用紙の配布〕

○副議長（林 道種）

念のため、立候補者の氏名を事務局長からお知らせいたします。

○議会事務局長（本下浩久）

1番、尾上武男議員、4番、亀井次男議員、25番、橋爪弘典議員です。以上、3名でございます。

○副議長（林 道種）

投票用紙をお配りいたしました。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名でお願いします。

投票用紙の配布もれは、ありませんか。

〔なしを確認〕

○副議長（林 道種）

配布もれがないと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱の点検〕

○副議長（林 道種）

異常ないですか。——異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○副議長（林 道種）

投票もれは、ございませんか。

〔なしを確認〕

○副議長（林 道種）

投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

6 番議員、21 番議員、立ち会いをお願いいたします。

〔 開 票 〕

○副議長（林 道種）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 26 票、有効投票 25 票、無効投票 1 票です。

有効投票のうち、尾上武男君 3 票、亀井次男君 11 票、橋爪弘典君 11 票。無効投票 1 票。計 26 票です。

この選挙の法定得票数は 7 票であり、亀井次男君と橋爪弘典君の得票数は、いずれもこれを超えております。

両君の得票数は同数です。

この場合、地方自治法第 118 条第 1 項の規定は、公職選挙法第 95 条第 2 項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

亀井次男君、橋爪弘典君が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは、2 回引きます。1 回目は、くじを引く順番を決めるためのものです。2 回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。

第 1 回目、引く順番を決めます。

お二人、前に出てください。

細東君と中君、くじ引きの立ち会いをお願いします。

まず、くじを引く順番を決めるくじを行います。

亀井次男君、橋爪弘典君。くじを引いてください。

それによって順番が決まります。

〔くじを引く〕

○副議長（林 道種）

くじを引く順番が決定しましたので報告します。

まず、初めに橋爪弘典君。亀井次男君が 2 番に引いてください。決まりです。

当選人を決定するくじを行います。

橋爪弘典君、亀井次男君。くじを引いてください。

〔くじを引く〕

○副議長（林 道種）

くじの結果を報告いたします。

くじの結果、橋爪君が当選人と決定いたしました。

〔 拍 手 〕

○副議長（林 道種）

議場の出入口を開きます。

ただいま当選されました橋爪君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選された橋爪弘典君に発言を求めます。

橋爪君、ご登壇お願いいたします。

○25番（橋爪弘典）

ごあいさつを申し上げます。

ただいま、議員多数のご推挙によりまして、議長という重職をいただくことになりました。身に余る光栄であり、そして身の引き締まる思いがいたします。

私は、もとより浅学非才でございますけれども、全身全霊を尽くしまして、議会の円滑なる運営と、そしてまた、有田川町の限りない発展のために全力を尽くしてがんばってまいり所存でございます。

議員の皆さん方、そして、町長さんを初めとする職員の皆さん方の限りないご協力をお願いいたしまして、たいへん簡単でございますけれども、ごあいさつといたします。

ありがとうございました。

[ 拍 手 ]

○副議長（林 道種）

議長、議長席にお着き願います。

○議長（橋爪弘典）

しばらく休憩をいたします。

~~~~~

休憩 15時10分

再開 15時18分

~~~~~

○議長（橋爪弘典）

再開いたします。

副議長、林道種君から、副議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定をいたしました。

…………… 追加日程第4 副議長辞職の件 ……………

○議長（橋爪弘典）

追加日程第4、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、林道種君の退場を求めます。

〔林道種君、退場〕

○議長（橋爪弘典）

議会事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（本下浩久）

このたび、議会の申し合わせにより、副議長の辞職を申し出ます。

平成20年3月21日、有田川町議会副議長、林道種。

有田川町議会議長、橋爪弘典様。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

お諮りします。

林道種君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、林道種君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

しばらく休憩をいたします。

~~~~~

休憩 15時20分

再開 15時21分

~~~~~

〔林道種君、入場〕

○議長（橋爪弘典）

再開いたします。

ただいま、副議長の辞職が許可されましたので通知いたします。

しばらく休憩いたします。

~~~~~

休憩 15時21分

再開 15時22分

~~~~~

○議長（橋爪弘典）

再開いたします。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5、選挙第2号として選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5、選挙第2号として、選挙を行うことに決定しました。

しばらく休憩をいたします。

~~~~~

休憩 15時23分

再開 16時01分

~~~~~

…………… 追加日程第5 選挙第2号 副議長の選挙 ……………

○議長（橋爪弘典）

再開いたします。

追加日程第5、選挙第2号、副議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場を閉める〕

○議長（橋爪弘典）

ただいまの出席議員数は、26人であります。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に7番、田中良知君、20番、西弘義君を指名いたします。

ただいま、副議長の立候補の締め切りをいたしました。候補者の氏名を申し上げます。

中山進君、森谷信哉君、堀江眞智子君の3名が立候補いたしてございます。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙の配布〕

○議長（橋爪弘典）

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

投票用紙の配布もれは、ありませんか。

〔なしを確認〕

○議長（橋爪弘典）

配布もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱の点検]

○議長（橋爪弘典）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票をお願いいたします。

それでは、立会人のお方は投票の場所にお出でください。

[投票]

○議長（橋爪弘典）

投票もれは、ありませんか。

[なしを確認]

○議長（橋爪弘典）

投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

7番、田中良知君、20番、西弘義君、開票の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（橋爪弘典）

選挙の結果を報告します。

投票総数26票、有効投票26票、無効投票0票です。

有効投票のうち、堀江眞智子君3票、中山進君13票、森谷信哉君10票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、7票です。

したがって、中山進君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

[議場を開く]

○議長（橋爪弘典）

ただいま、当選されました中山進君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

当選されました中山進君に発言を求めます。

中山進君、ご登壇をお願いします。

[拍手]

○22番（中山 進）

たいへん重責を拝命いたしました。ありがとうございます。

議長のサポートはもちろんのこと、円滑な議会運営のために、微力ですが一生懸命に頑張らせていただきます。

今まで同様に温かいご支援とご指導のほど、よろしくお願ひ申し上げます。  
簡単ですが、あいさつとさせていただきます。

[ 拍 手 ]

○議長（橋爪弘典）

それでは、しばらく休憩をいたします。

休憩中に全員協議会を開催いたします。3階の会議室へお願ひいたします。

~~~~~

休憩 16時11分

再開 16時12分

~~~~~

○議長（橋爪弘典）

再開いたします。

本日の会議時間は、協議の都合によって、あらかじめ6時まで延長いたしたいと思ひます。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、本日の会議を6時まで延長することに決定しました。

しばらく休憩をいたします。

~~~~~

休憩 16時13分

再開 17時53分

~~~~~

○議長（橋爪弘典）

再開をいたします。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、日程の都合によりまして、あらかじめ7時まで延長いたしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋爪弘典）

ご異議なしと認めます。

したがって、本日の会議を7時まで延長することに決定いたしました。

…………… 日程第51 常任委員の選任 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第51、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任は、委員会条例第3条の規程により行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長において指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認め、指名いたします。

総務文教常任委員に、尾上武男君、増谷憲君、田中良知君、前ノ利夫君、湊正剛君、森本明君、新家弘君、森谷信哉君。

以上、8名であります。

次に、産業建設常任委員に、細東正明君、岡省吾君、殿井堯君、浦博善君、林道種君、楠部重計君、竹本和泰君、大岡憲治君、亀井次男君。

以上、9名であります。

次に、住民福祉常任委員に、堀江眞智子君、東武史君、佐々木裕哲君、横畑龍彦君、坂上東洋士君、西弘義君、中ノ正門君、中山進君、橋爪。

以上、9名であります。

これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、常任委員は、ただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。

…………… 日程第52 議会運営委員の選任 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第52、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会規則第7条第1項の規定によって、議長において指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認め、指名いたします。

議会運営委員に、尾上武男君、東武史君、岡省吾君、森本明君、横畑龍彦君、浦博善君。

以上、6名を指名したいと思います。

ご異議ございませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、ただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。お諮りします。

ただいま、有田周辺広域圏事務組合議会議員1名、有田郡老人福祉施設事務組合議会議員3名、有田聖苑事務組合議会議員2名から辞職願が提出されました。

この際、各事務組合議会議員の辞職と選挙についてを日程に追加し、追加日程第6から追加日程第11として議題にいたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、各事務組合議会議員の辞職と選挙についてを日程に追加し、追加日程第6から追加日程第11として議題にすることに決定しました。

…………… 追加日程第6 有田周辺広域圏事務組合議会議員の辞職の件 ……………

○議長（橋爪弘典）

追加日程第6、有田周辺広域圏事務組合議会議員の辞職の件を議題とします。

横畑龍彦君から有田周辺広域圏事務組合議会議員を辞職したいと辞職願が提出されております。

議会事務局長に横畑龍彦君の辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（本下浩久）

それでは、横畑龍彦議員の辞職願を朗読いたします。

このたび、一身上の都合により、有田周辺広域圏事務組合議会議員の辞職を申し出ます。

平成20年3月21日、有田川町議会議員、横畑龍彦。

有田川町議会議員長、橋爪弘典様。

以上でございます。

○議長（橋爪弘典）

お諮りいたします。

横畑龍彦君の有田周辺広域圏事務組合議会議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、横畑龍彦君の有田周辺広域圏事務組合議会議員の辞職を許可することに決

定いたしました。

…………… 追加日程第7 有田郡老人福祉施設事務組合議会議員の辞職の件 ……………

○議長（橋爪弘典）

追加日程第7、有田郡老人福祉施設事務組合議会議員の辞職の件を議題とします。

尾上武男君、東武史君、橋爪から有田郡老人福祉施設事務組合議会議員を辞職いたしたいと辞職願が提出されております。

議会事務局長に尾上武男君、橋爪、東武史君の辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（本下浩久）

それではまず、尾上武男議員の辞職願を朗読いたします。

このたび、一身上の都合により、有田郡老人福祉施設事務組合議会議員の辞職を申し出ます。

平成20年3月21日、有田川町議会議員、尾上武男。

有田川町議会議長、橋爪弘典様。

以上でございます。

続きまして、橋爪弘典議員の辞職願を朗読いたします。

このたび、一身上の都合により、有田郡老人福祉施設事務組合議会議員の辞職を申し出ます。

平成20年3月21日、有田川町議会議員、橋爪弘典。

有田川町議会副議長、中山進様。

以上でございます。

そして続いて、東武史議員の辞職願を朗読いたします。

このたび、一身上の都合により、有田郡老人福祉施設事務組合議会議員の辞職を申し出ます。

平成20年3月21日、有田川町議会議員、東武史。

有田川町議会議長、橋爪弘典様。

以上でございます。

○議長（橋爪弘典）

お諮りいたします。

尾上武男君の有田郡老人福祉施設事務組合議会議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、尾上武男君の有田郡老人福祉施設事務組合議会議員の辞職を許可することに決定いたしました。

お諮りいたします。

橋爪議員の有田郡老人福祉施設事務組合議会議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、橋爪議員の有田郡老人福祉施設事務組合議会議員の辞職を許可することに決定いたしました。

お諮りいたします。

東武史君の有田郡老人福祉施設事務組合議会議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、東武史君の有田郡老人福祉施設事務組合議会議員の辞職を許可することに決定いたしました。

…………… 追加日程第8 有田聖苑事務組合議会議員の辞職の件 ……………

○議長（橋爪弘典）

追加日程第8、有田聖苑事務組合議会議員の辞職の件を議題といたします。

林道種君、浦博善君から有田聖苑事務組合議会議員を辞職いたしたいと、辞職願が提出されております。

議会事務局長に林道種君、浦博善君の辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（本下浩久）

それではまず、林道種議員の辞職願を朗読いたします。

このたび、一身上の都合により、有田聖苑事務組合議会議員の辞職を申し出ます。

平成20年3月21日、有田川町議会議員、林道種。

有田川町議会議長、橋爪弘典様。

続いて、浦博善議員の辞職願を朗読いたします。

このたび、一身上の都合により、有田聖苑事務組合議会議員の辞職を申し出ます。

平成20年3月21日、有田川町議会議員、浦博善。

有田川町議会議長、橋爪弘典様。

以上でございます。

○議長（橋爪弘典）

お諮りいたします。

林道種君の有田聖苑事務組合議会議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、林道種君の有田聖苑事務組合議会議員の辞職を許可することに決定いたしました。

お諮りいたします。

浦博善君の有田聖苑事務組合議会議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、浦博善君の有田聖苑事務組合議会議員の辞職を許可することに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

~~~~~

休憩 18時02分

再開 18時03分

~~~~~

…………… 追加日程第9 選挙第3号 ……………

○議長（橋爪弘典）

再開いたします。

追加日程第9、選挙第3号、有田周辺広域圏事務組合議会議員の選挙を行います。

定数は5人で、ただいま欠員は1人となっております。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長において指名推選したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

選挙の方法は、議長において指名推選することに決定しました。

有田周辺広域圏事務組合議会議員に楠部重計君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました楠部重計君を有田周辺広域圏事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、楠部重計君が有田周辺広域圏事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました楠部重計君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

…………… 追加日程第10 選挙第4号 ……………

○議長（橋爪弘典）

追加日程第10、選挙第4号、有田郡老人福祉施設事務組合議会議員の選挙を行います。

定数は3人で、ただいま欠員は3人となっています。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長において指名推選したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

選挙の方法は、議長において指名推選することに決定しました。

有田郡老人福祉施設事務組合議会議員に堀江眞智子君、林道種君、中✓正門君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました堀江眞智子君、林道種君、中✓正門君を有田郡老人福祉施設事務組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、堀江眞智子君、林道種君、中✓正門君が有田郡老人福祉施設事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました堀江眞智子君、林道種君、中✓正門君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

…………… 追加日程第11 選挙第5号 ……………

○議長（橋爪弘典）

追加日程第11、選挙第5号、有田聖苑事務組合議会議員の選挙を行います。

定数は3人で、ただいま欠員は2人となっています。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長において指名推選したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

選挙の方法は、議長において指名推選することに決定しました。

有田聖苑事務組合議会議員に竹本和泰君、殿井堯君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました竹本和泰君、殿井堯君を有田聖苑事務組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、竹本和泰君、殿井堯君が有田聖苑事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました竹本和泰君、殿井堯君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

…………… 日程第53 諸報告 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第53、諸報告を行います。

各常任委員会、議会運営委員会から、正副委員長について、互選された結果の報告がありましたので報告いたします。

総務文教常任委員長に森本明君、副委員長に尾上武男君。

産業建設常任委員長に浦博善君、副委員長に岡省吾君。

住民福祉常任委員長に横畑龍彦君、副委員長に東武史君。

議会運営委員長に岡省吾君、副委員長に東武史君。

以上の方々が、それぞれ、各常任委員会、議会運営委員会の委員長、副委員長に決定いたしました。

以上で、諸報告を終わります。

お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了いたしました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成20年第1回有田川町議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

~~~~~

閉会 18時08分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

前有田川町議会議長 亀 井 次 男

有田川町議会議長 橋 爪 弘 典

有田川町議会副議長 林 道 種

1 番 議 員 尾 上 武 男

14 番 議 員 殿 井 堯